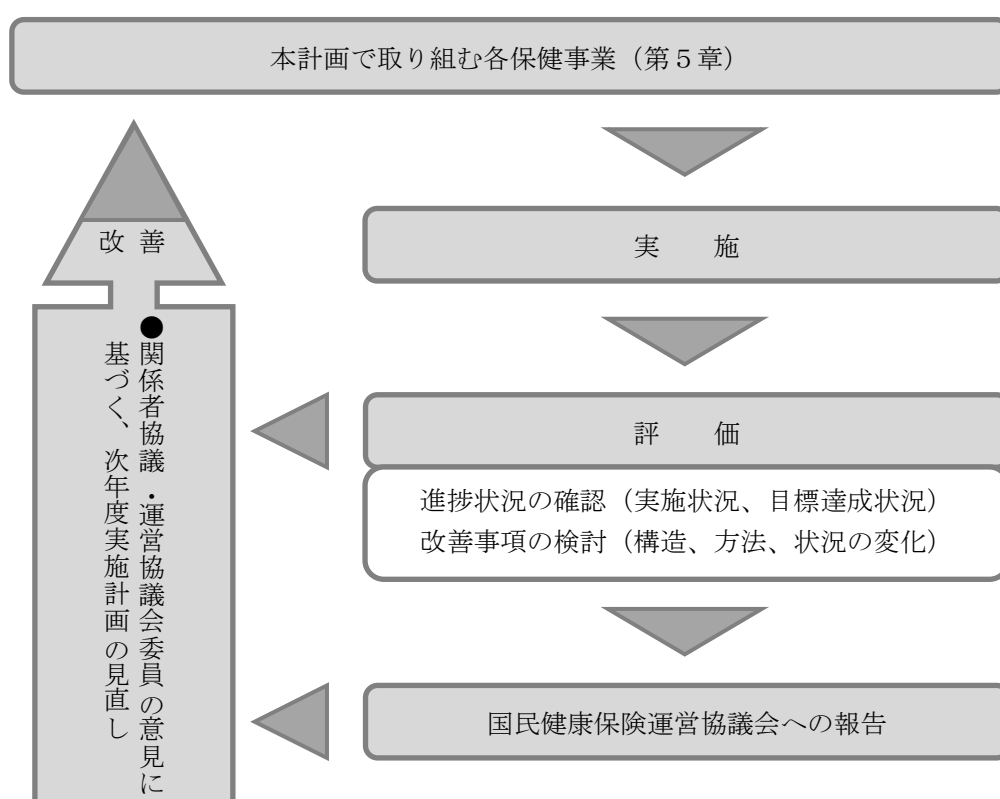


## 第6章 計画の推進

### 1 計画の進捗管理

第5章に記載した各保健事業については、毎年12月頃に関係者とその年度の進捗状況を確認、改善事項を検討し、1月頃に開催する国民健康保険運営協議会で進捗状況の報告を行います。

この国民健康保険運営協議会で出された意見を反映し、翌年度の事業の実施方法を見直すことで、PDCAサイクルを運用し、事業の効果的な実施を図っていきます。



計画全体の評価は、計画策定から3年経過した中間年(2020年度)を目途に行い、保健事業の成果(アウトカム)目標の達成状況や医療・健康データの変化、社会情勢の変化に応じて必要な場合は、国民健康保険運営協議会の意見を踏まえ、計画の見直しを検討します。

計画期間の最終年度となる2023年度には、目標の達成状況及び事業の実施状況などに関する現状把握とデータ分析を行い、評価を行います。

なお、各事業及び計画の評価は、見直しや次期計画策定を円滑に進めるために上半期の実施状況による仮評価で行うことも考慮していきます。

---

## 2 計画の公表・周知

本計画は市公式ウェブサイトで公表します。

また、本計画の見直しにあたっては、国民健康保険運営協議会で審議を行い、議事録を市公式ウェブサイトで公開します。審議の結果、計画を改定した場合は、速やかに市公式ウェブサイトで公表し、周知を行います。

## 3 事業運営上の留意事項

事業を実施する際には、生活習慣病の予防等に関し知識及び経験を有する者をもって充てられるよう、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく保健事業を担当する関係部署や関係団体と連携・協力するよう努めます。

## 4 個人情報の保護

本計画に定める保健事業の実施にあたっては、氏名・年齢等の他、レセプト（診療報酬明細書）・健診結果など、特に適正な取り扱いが必要な個人情報を扱います。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びそれに基づくガイドライン、安城市個人情報保護条例（平成12年安城市条例第50号）、安城市情報セキュリティ規則（平成23年安城市規則第19号）を遵守して個人情報を取り扱うこととします。

また、外部事業者への委託においては、契約締結時に安城市情報セキュリティ規則第38条に定める事項を契約書等に明記するとともに、個人情報の盗難・紛失等を防ぐための物理的な安全措置等に留意するなどの安全管理を行っていきます。